

## 北海道地域振興条例（仮称）検討懇話会設置要綱

### （目的）

第1 市町村と連携協力して地域の実情に応じた政策を推進するため、地域の振興の基本的な考え方等を明らかにする「北海道地域振興条例」（仮称）（以下「地域振興条例」という。）を策定するにあたり、有識者から意見・提言を受けることを目的として、北海道地域振興条例（仮称）検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### （検討事項）

第2 懇話会は次の事項について検討を行う。

- （1）地域振興条例案に関する事項
- （2）その他地域振興条例案の策定に関し必要な事項

### （組織）

第3 懇話会は委員7名以内で組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市町村長
- （3）その他知事が必要と認める者

### （運営）

第4 懇話会には、座長を置き、座長は懇話会を主宰する。

2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 懇話会には、必要に応じ委員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。

### （会議）

第5 懇話会は、必要に応じて座長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

### （庶務）

第6 懇話会の庶務は、北海道企画振興部地域づくり支援局において処理する。

### （その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附則

この要綱は、平成20年7月30日から施行する。